

キャッシュレス決済 説明資料	キャッシュレス決済の開始について	令和7年2月20日
		交通規制課

**1 キャッシュレス決済の開始日**  
令和7年4月1日から（予定）

**2 キャッシュレス決済への移行**

県民の利便性向上を目的として、警察署窓口におけるキャッシュレス決済が導入される。

現状の宮城県収入証紙の使用は令和8年3月末まで可能であり、令和7年度中はキャッシュレス決済又は現金若しくは収入証紙での手数料の納入が可能であるが、令和7年3月末で各警察署内の売りさばき所（宮城県交通安全協会による販売）での収入証紙販売が終了し、令和7年9月末で県内全域で収入証紙販売が終了となる。

**3 対応するキャッシュレス決済**

クレジットカード、電子マネー（交通系電子マネーを含む）、QRコード

**4 現金又はキャッシュレス決済の利用**

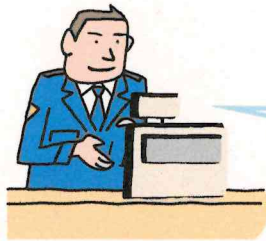
各警察署の交通課許認可窓口の付近にセルフレジ（小売店舗に設置されているものと同様の機械）を設置する予定で、このセルフレジによって現金又はキャッシュレス決済による手数料の納入を行う。

申請者がセルフレジで手数料を納入するとレシート（本人用）が印字出力されるので、申請書等の提出とともに同レシートを担当者に提示していただき、申請を受理する。

なお、同セルフレジによる手数料の納入は、同日中に申請を行うもののみとし、事前にまとめて手数料を納入することはできない。（翌日申請分は翌日に手数料を納入していただく。）



セルフレジの設置イメージ



令和7年4月から！



## 警察署窓口でもキャッシュレス決済がスタートします。

宮城県では、県民の皆様の利便性向上を目的として、窓口におけるキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、QRコード決済）の導入を順次開始していますが、令和7年4月1日から、警察署窓口における手続きでもキャッシュレス決済を利用できるようになります。

現在、宮城県収入証紙をご利用いただいている手数料は、原則、キャッシュレス決済または現金でお支払いいただくこととなります。

キャッシュレス決済導入に伴い、宮城県においては、令和7年9月に宮城県収入証紙の販売を終了し、令和8年3月に使用を終了する予定です。

なお、一般社団法人宮城県交通安全協会での宮城県収入証紙売りさばきは、令和7年3月末をもって終了する予定です。

### 【対象手続き】

窓口		対象手続
各警察署	生活安全課	質屋営業許可 古物商業許可 銃砲等所持許可 火薬類証明許可 風俗営業許可 警備業認定等 探偵業届出等
	交通課	運転代行業許可 道路使用許可 自動車保管場所証明 運転免許関係手続（※） ※ 気仙沼警察署及び南三陸警察署のみ
	警務課	警察証明

### お問い合わせ

キャッシュレス決済に関すること	警察本部会計課出納係	(代表 022-221-7171)
風俗営業関係手続きに関すること	警察本部生活安全企画課営業係	( 同 上 )
質屋、古物商、警備業、探偵業関係手続きに関すること	同営業係	( 同 上 )
銃砲等、火薬類関係手続きに関すること	同保安係	( 同 上 )
運転代行業関係手続きに関すること	警察本部交通企画課企画指導監察係	( 同 上 )
道路使用、自動車保管場所手続きに関すること	警察本部交通規制課規制第二係	( 同 上 )
運転免許関係手続きに関すること	宮城県運転免許センター	(代表 022-373-3601)

お支払いに



# キャッシュレス決済

## ご利用いただけます!



仙台・宮城観光PRキャラクター  
しずび丸

### クレジット



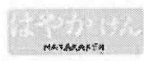
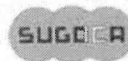
VISA



### 電子マネー



交通系電子マネー



### QRコード決済



※「QRコード」は株式会社アンソーウェブの登録商標です。

● 電子マネーのチャージ(入金)は承っておりませんのでご了承ください。



## 利用者アンケートにご協力をお願いします!

アンケートにご回答いただいた方に抽選でプレゼントをご用意しています。

